

有限会社山田工業所 (鳥取市細見地内)

採石計画認可申請概要

令和5年1月27日 鳥取県土整備事務所

採石場の所在地

鳥取市細見字鮎帰649-9 外14筆 申請者氏名 有限会社山田工業所代表取締役 森岡伸夫

	101242						
1. 採石場の区域	採石場の面積		108, 597 ㎡ (従前認可:108, 597 ㎡)				
	掘削区均	掘削区域の面積		44, 136 ㎡ (従前認可: 44, 136 ㎡)			
	最終高低差			73. 6 m (従前認可: 73. 6m)			
	境界の明示方法		赤白ポ	ール等の設置			
	区域を明	 月示する・面等	別添の				
2. 採取をする岩石の	工手 华玉	風化花崗岩	数量	115, 489 m3 (207, 880 トン) (従前認可:123, 541 m3(222, 347 トン))			
種類及び数量	種類 	花崗岩		19, 134 m3(47, 835 トン) (従前認可:19, 134 m3(47, 835 トン))			
3. 採取の期間	認可の日から5年間 (従前認可期間 平成31年2月20日~令和5年2月19日(4年間))						
4. 採石業務従事者数	採石業務従事者数 3人(うち業務管理者の資格を有する者 1人)						
5. 岩石の賦存の状況	賦存の	犬況	風化花	:崗岩、花崗岩			
	確認方法		既に採取を行っている切土法面により確認				
6. 採取岩石の用途 道路路床土・道路路盤・埋立造成・基礎材 等							
7. 従前認可期間における採石 法と採石条例における処分の 特になし 状況							

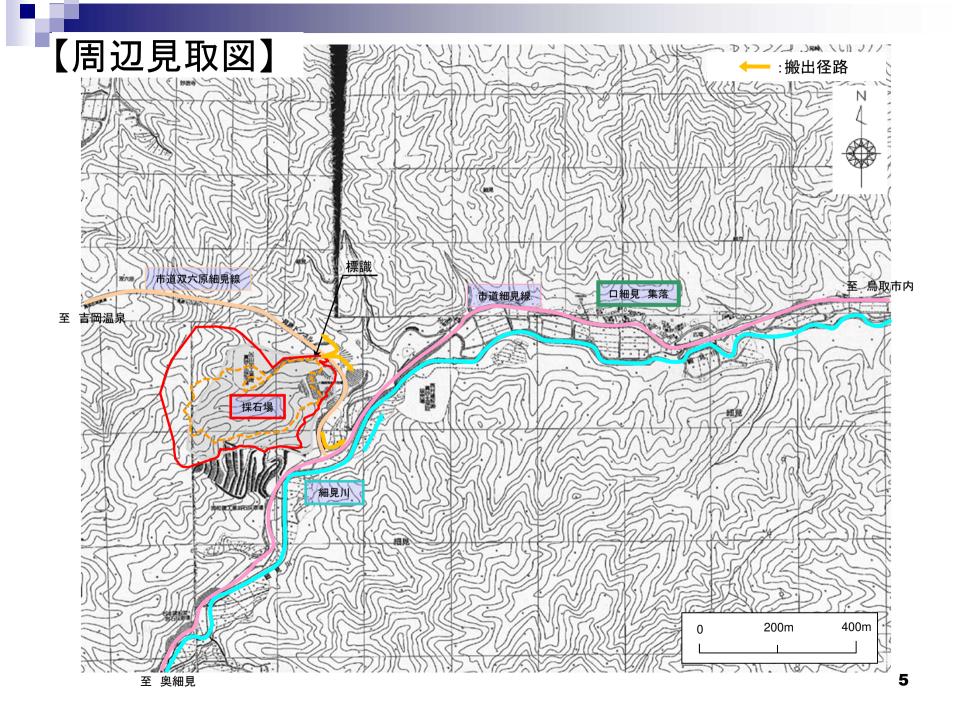


【航空写真】平成30年4月撮影(現認可)

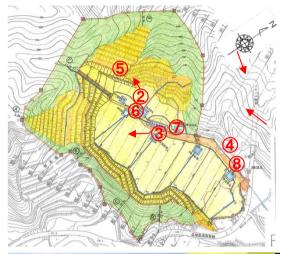








【現況写真】令和4年5月~11月撮影







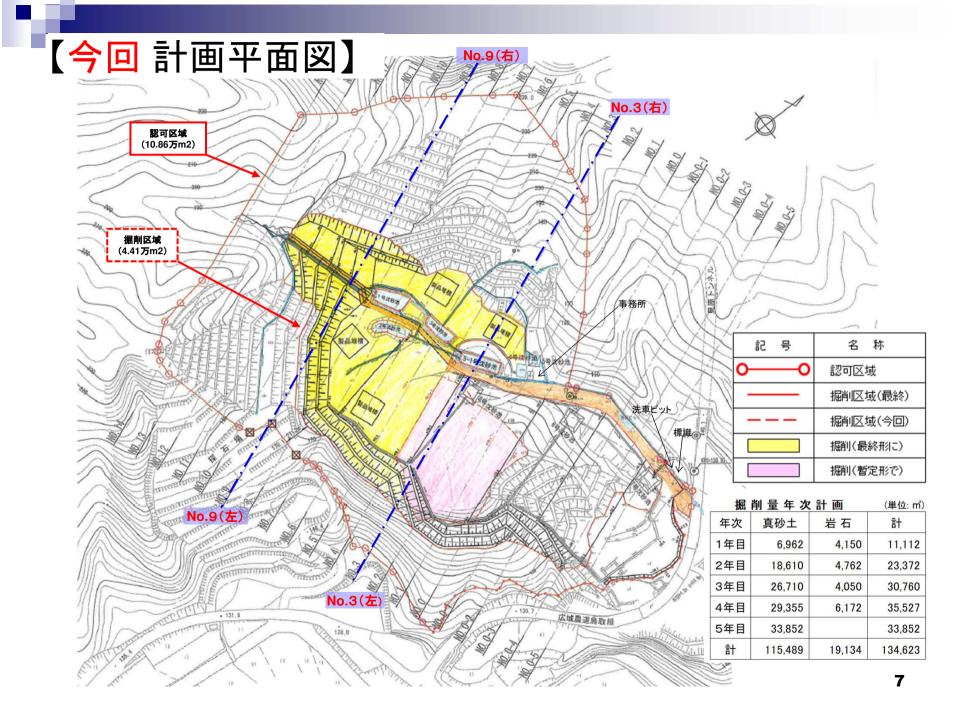


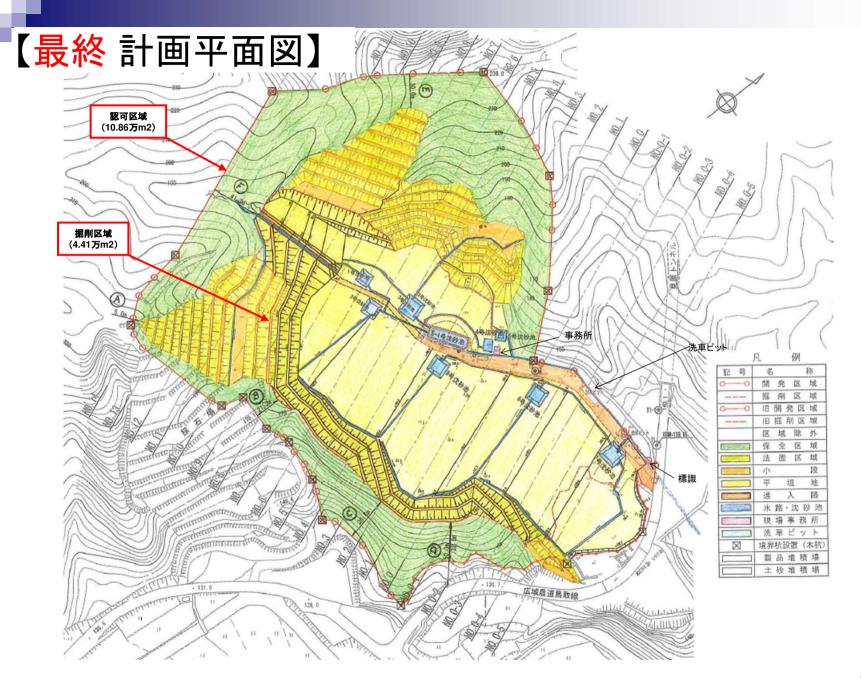






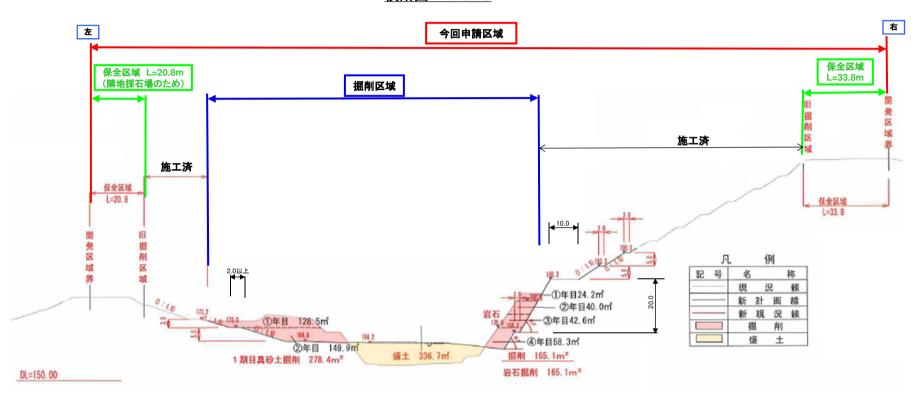






【断面図】

横断図 NO. 9



【風化花崗岩】 掘削勾配 33° (平均掘削勾配 29°)

【花崗岩】 掘削勾配 60° (平均掘削勾配 56°)

【断面図】

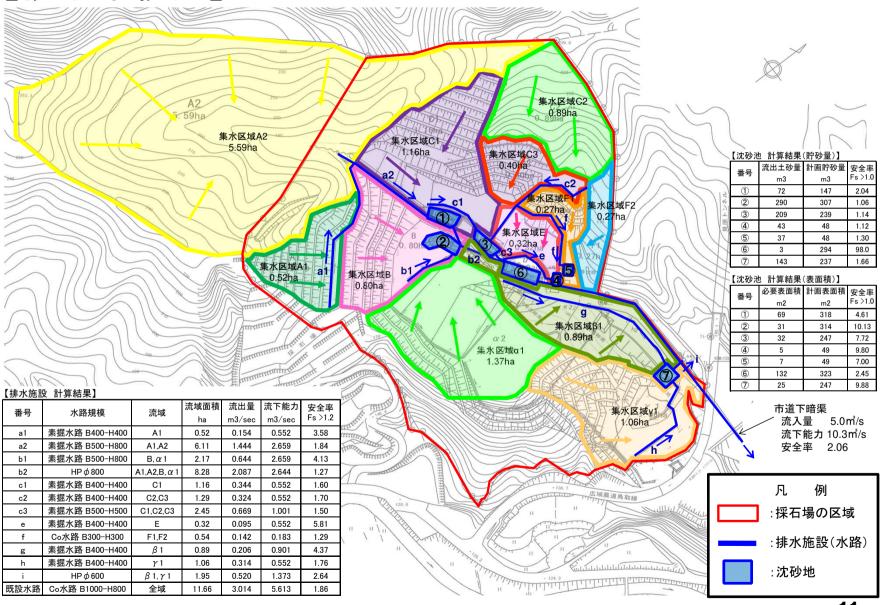
左

今回申請区域 保全区域 保全区域 掘削区域 L=56.3m L=40.2m 保全区域 L=56.3 施工済 保全区域 L=40.2 掘削区域 旧掘削区域 1期目施行 NO. 3 掘削区域 ②年目 30.2㎡ ③年目 243.8㎡ 例 凡 ④年目 476.7㎡ 掘 削 区 153.3 名 ⑤年目 508.4m² 高 低 差 (H=11m) 開発区域界 況 線 2期目掘削 587.5㎡ 新計画線 新 現 況 線 2期目施行 掘 削 DL=140.00 掘削 1259.1m² 盛 土 1期目掘削 1259.1m

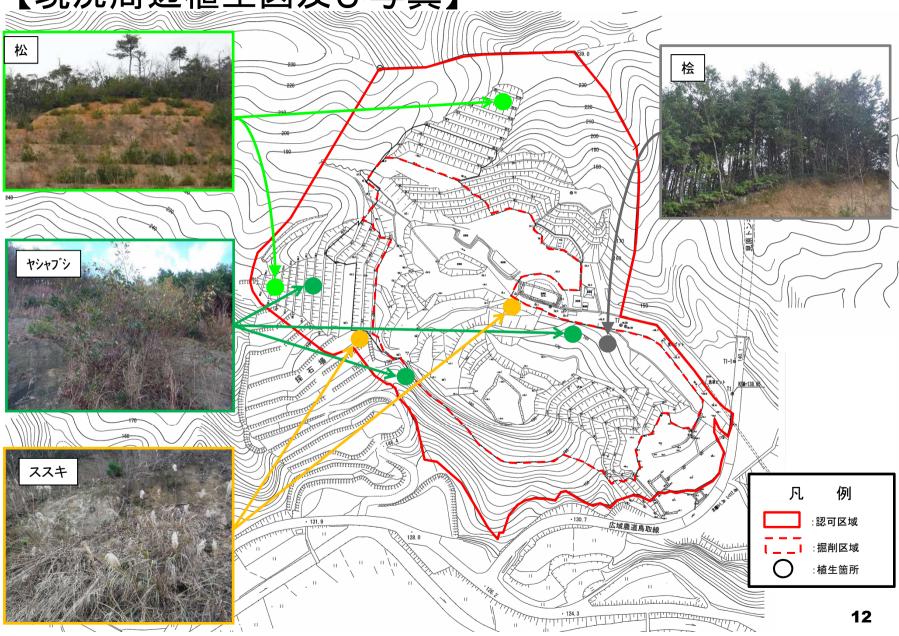
横断図 NO. 3

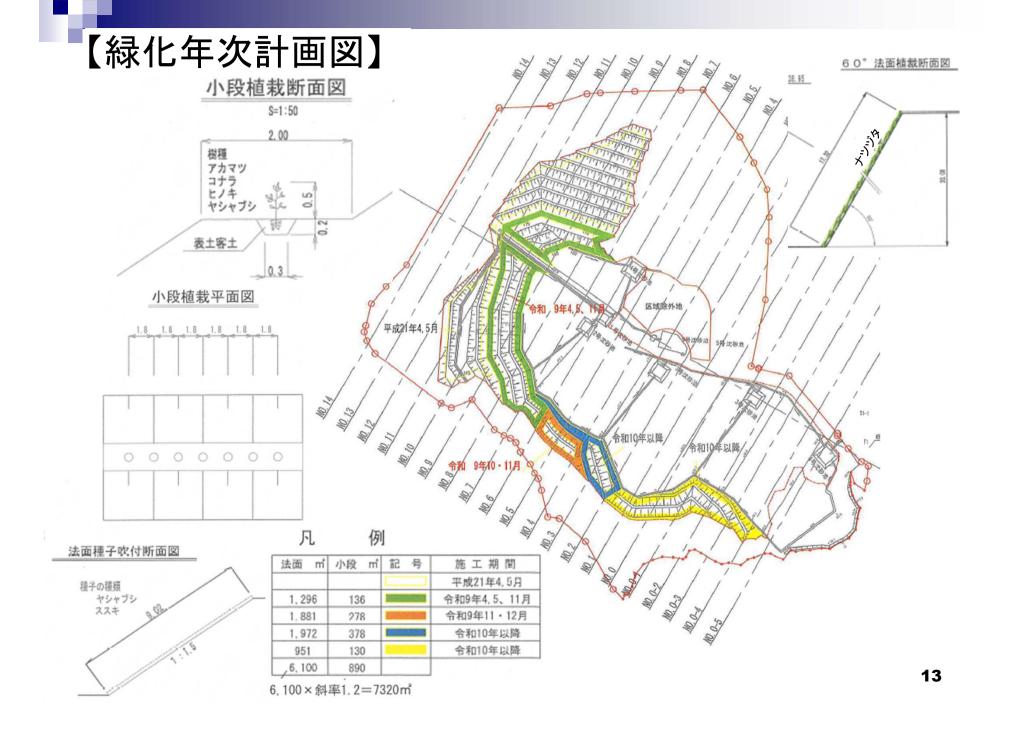
【風化花崗岩】 掘削勾配 33° (平均掘削勾配 29°) 右

【排水系統図】



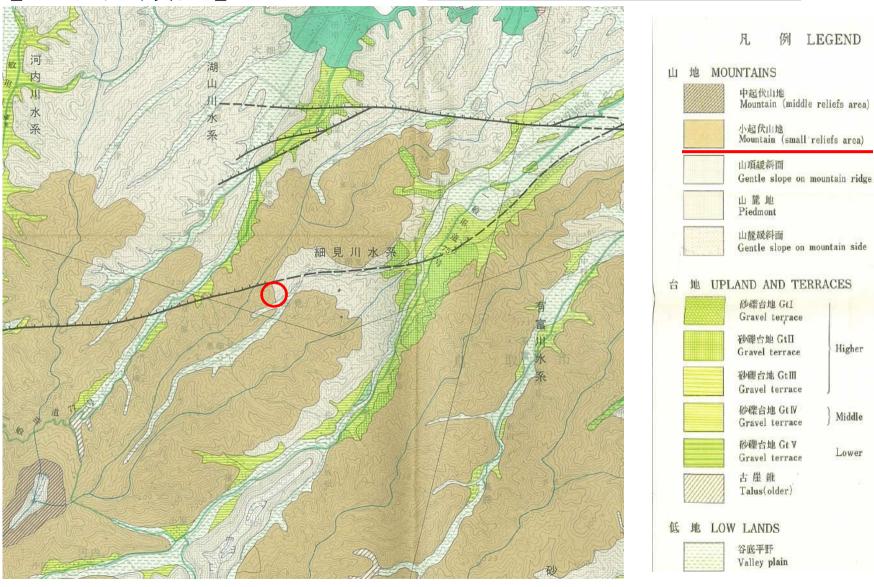
【現況周辺植生図及び写真】





【地形分類図】

出典:土地分類基本調査(1975)鳥取北部・鳥取南部 鳥取県



地形分類図(S=1/50,000) 申請地 ○

Higher

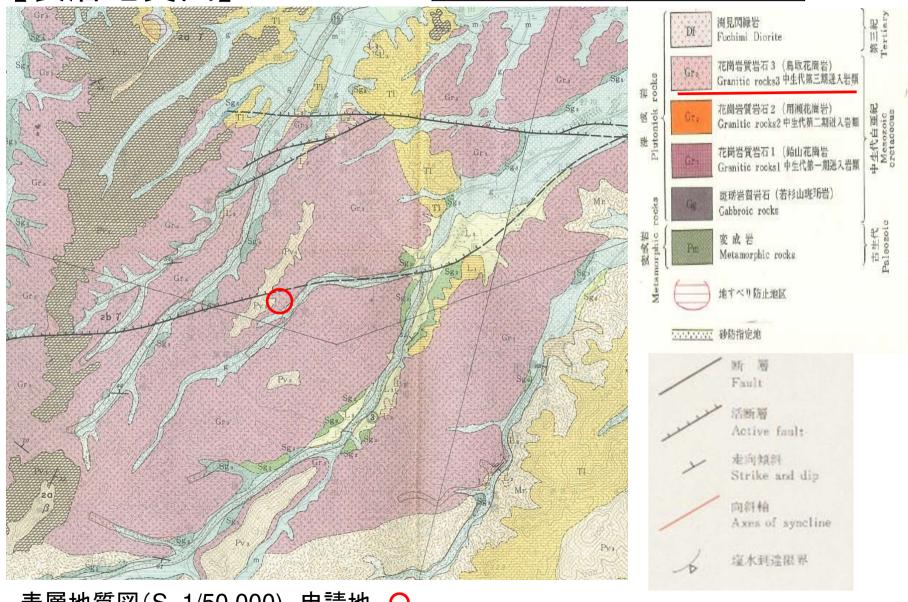
Middle

Lower

LEGEND

【表層地質図】

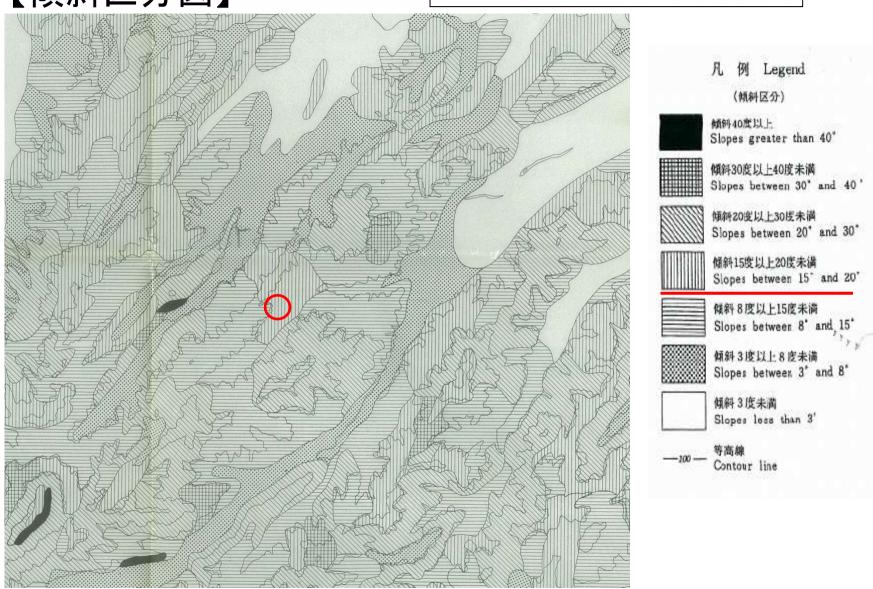
出典:土地分類基本調査(1975)鳥取北部・鳥取南部 鳥取県



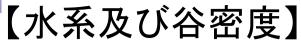
表層地質図(S=1/50,000) 申請地 C

【傾斜区分図】

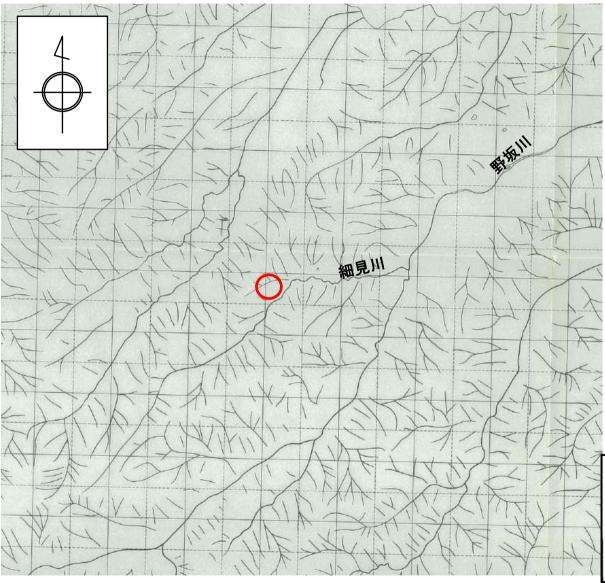
出典:土地分類基本調査(1975)鳥取北部・鳥取南部 鳥取県



傾斜区分図(S=1/50,000) 申請地 ○



出典:土地分類基本調査(1975)鳥取北部・鳥取南部 鳥取県



凡

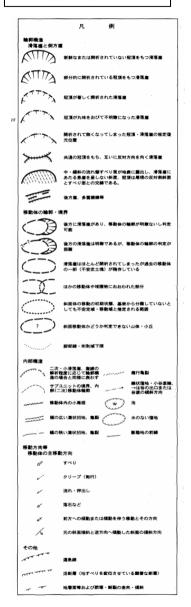
- 1. 方眼(実線)の単位は一平方キロメートル。
- 2. この水系は平面形現状で主要流路と地形を開析するものを示す。
- 3. 谷密度は本図を縦横各40等分して作成された方眼の 各辺を切る谷の数の和を一平方キロメートル単位に 表現した。

【地すべり地形分布図】



地すべり地形分布図 申請地 〇

出典:防災科学研究所HP



【関係法令】

関係法令調書

番号	関	係		法	令者	商要の 無	必要な許認可等の内容	処分の内容又は 処分を受ける見込み等	所管課 (関係課)	許認可日 申請日	許認可 期 間	
1	自	然	公	震	法 7	_	1	7C37 E3C17-8536259-13	100 01010	1 91911		
2	農		地		法 7	有無	_		鳥取市農業委員会 小林氏	平成20年 4月15日確認	口答確認	
3	森		林		法(1	前無	林地開発行為 延長届 (第10条の2)	申請中	鳥取県東部農林事務所 八頭事務所農林業振興	平成31年 2月 8日	平成31年 2月 20日~ 平成 35年 2月 19 日~	
3	38%		17		2	<i>y</i> ≈			課 小谷係長		●森林法 林地開発行為の許可が必要が	
4	河		Л			有 無					許可を得ているが、期間が変わ延伸の手続き中である。	るため、現在期間
5	急化災害	傾斜地 害の防」	の崩	嬰によ する法	る律	有無						
6	地	滑り			法 7	有 無						
7	鳥管	取 県 理		指定条	地例	有無						
8	道		路		法 7	角無						
9	公	有 水	面	埋 立	法	有無						
10	-/	/L B	オ 保	護	は	新無	(文化財保護に関する協議)	協議済み	鳥取市教育委員会 文化課	受教文第 375 号 平成14年 3月 7日	 ●文化財保護法 採取場内において、均	型蔵文化財調査の 関献文化財調査の
10	×	化月	2 124	交通交	9	前無	(オオサンショウウオ 保護に関する協議)	協議済み	鳥取市教育委員会 文化課	受教文第 532 号 平成20年 3月 4日	──▶ 必要がないことを確認	している。
Ī.,		4	n.i.	-dec	. 0	角無	法定外公共物敷地內行為	許可済み 期間満了後更新予定	鳥取市 財産管理課	20-1-97号 平成20年 4月15日	平成20年 4月15日~ 平成25年 3月31日 → 国有財産	法 公共物(赤線·青線)
11	土	有	財	産	法	前無	法定外公共物占用内行為	許可済み 期間満了後更新予定	鳥取市 財産管理課	(小口)30-149号 平成31年 1月233日		許可を得ている。
12	大	気 汚	染	防止	法 7	有無		許可等必要なし	鳥取市 環境政策課岡崎氏	平成31年 1月15日	口答確認	
13	水	質 汚	濁	防止	法 7	有 無		許可等必要なし	鳥取市 環境政策課岡崎氏	平成31年 1月15日	口答確認	
14	騒	音	規	制	法	有無		許可等必要なし	鳥取市 環境政策課岡崎氏	平成31年 1月15日	口答確認	
15	土	壊 汚	染	対 策	法	前無		届出済み	鳥取市 環境政策課岡崎氏	受環生第 1430 号 平成31年 1月 22日		iする土地ではない。
16	廃業	乗物の処?	里及び法	清掃に関	する	有無		許可等必要なし	鳥取県東部総合事務所 環境循環推進課吉井氏	平成22年 1月15日	□答確認 ●景観形成条例	
17		取市景	-	% 成条	例(角無	大規模行為の届出 (第17条第1項)	届出済	鳥取市役所 都市環境課伊藤主幹	平成22年 1月23日 受付第2018059号	大規模行為の届記	出がなされている。
18	鳥耳	取県開列	半年当	指導要	網(新無	鳥取県開発事業指導要綱 (第10条第1項)	同意済み	生活環境部 景観町づくり課	第200700176920号 平成20年 2月20日	尚、協定書は鳥取市と 締結不能	

●鳥取県開発事業指導要綱

変更協議を実施し、同意(H20.2.20)されている。

- •同意条件(抜粋)
- 1 関係諸手続を適切に行うこと。
- 2 廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正な処理責任を果たすこと。
- 3 事業完了後は、速やかに緑化を図ること。

【チェックリスト】

チェックリスト(有限会社山田工業所)

項目	主 な 確 認 内 容	チェック状況
1 関係法令の手続き	〇 1 ha以上の森林開発であり、森林法に基づく林地開発許可を既に得ているが、期間が変わるため、現在許可を申請中である。 ※内容について問題なければ、採石法認可と同日許可となる。 【森林法に基づく隣地開発許可が必要な場合】 :「地域森林計画」の対象となっている民有林で、実際に森林の土地を形質変更(切取、盛土)する面積が 1 haを超える開発行為を行う場合は、知事の許可が必要。 〇鳥取県開発事業指導要綱に基づき県の同意が取られている。 【鳥取県開発事業指導要綱開発事業の届出】 :一定規模以上(1 ha以上)の開発事業等については、県土の無秩序な開発を防止し、適正な土地利用を図り、快適な地域環境の確保に努めることを目的として、各個別法に基づく許可、認可の手続きを行う前に、県と協議を行い、同意を得る必要がある。(許認可等の行政処分ではなく、行政指導にとどまるもの。)	適切に手続きがされている。
2 採石施工計画	○掘削勾配は33(60)度と平均勾配は29(56)度で基準値を満たしており、図面とも整合が図られている。 →標準断面図のとおり 【基準(鳥取県採石条例及び施行規則)抜粋】 :砕石用原石;森林開発許可時;風化岩石;35度(掘削後の平均勾配35度) 森林開発許可時;砕石用原石;60度(掘削後の平均勾配60度) ○保全距離は30m以上(隣接採石場側は除く)あり、隣接土地の利用状況に応じて適切である。 【基準(鳥取県採石条例施行規則)抜粋】 :道路・河川等その他公共施設、森林法開発許可時;30m	適切である。
3 掘削作業計画	1)掘削 ○最終高低差は73.6mであり、基準で定める高低差50mを超えるため、残壁中間 付近に10m幅の小段を設置してあり、適切である。 →標準断面図のとおり 【基準(鳥取県採石条例及び施行規則)抜粋】: 露天採掘;風化岩石;最終高低差 50m毎に規則で定める幅(10m)以上の小段設置が必要。 ○設置する小段の高さは5(20)mであり、小段の幅は2(2)mで基準値を満たしている。 →標準断面図のとおり 【基準(鳥取県採石条例及び施行規則)抜粋】 :露天採掘;風化岩石;高低差5m・小段幅2m 砕石用原石;高低差20m・小段幅2m	適切である。

【チェックリスト】

	2)掘削及び選別施設 〇騒音等発生防止措置については、使用するバックホウについて低騒音機械を使用し、騒音防止に努めることとしている。 【基準(鳥取県採石条例及び施行規則)抜粋】 :騒音等を防ぐ措置を行う。	適切である。
4 岩石運搬計画	O洗車ピットが設置してあり、その他搬出路の散水及び清掃実施による粉塵の発生防止措置が図られており、適切である。 【基準(鳥取県採石条例及び施行規則)抜粋】 :粉じん防止等のため洗車ピット、散水、清掃等その他必要な措置を行う。	適切である。
5 汚濁水等処理 計画	○沈砂池の規格、処理能力と水路等の規格、流下能力は十分であり、適切である。 →排水系統図のとおり 【基準 (鳥取県採石条例及び施行規則) 抜粋】 : 十分な処理能力を有する施設、その他適当な施設により、適切に処理すること。	適切である。
6 採 石 跡 地 処 理 計 画	 ○跡地の緑化計画は、掘削後速やかに緑化する計画になっており、適切である。 →緑化年次計画図のとおり 【基準(鳥取県採石条例及び施行規則)抜粋】 :他の用途に利用する場合を除き、環境保全、景観保全等のため、速やかに緑化すること。 	適切である。
7 廃土等堆積計画	○廃土については発生しない。【基準(鳥取県採石条例及び施行規則)抜粋】: 堆積場の設置場所等は、量に見合う広さがあり、周辺に人家がないこと、土砂の流入が少ないこと。	_
特記事項		